

最良執行方針
(エグゼキューション・サービス部とお取引をいただいている法人のお客さま向け)

S M B C 日興証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための当社の方針等を定めたものです。

当社は、お客さまから 1. に定める有価証券の注文を受託した際は、下記の方法等に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所に上場されている株券、ETF、REIT 等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定される「上場株券等」。なお、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は、原則としてお取り扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

お客さまからいただいた上場株券等に係る委託注文は、次に掲げる方法により執行いたします。なお、お客さまから取引メニューのご指定を含む執行方法に関するご指示がある場合は、当社が応じることのできる方法に限り、そのご指示に従います。

- (1) 東京証券取引所を優先市場^{*}とする上場株券等に係る売買注文のうち、寄付条件または引け条件付きダイレクト注文、ザラバ外に受注したダイレクト注文、および計らい注文のうち寄付または引けで注文を執行する部分につきましては、すべて東京証券取引所で執行いたします。
- (2) 東京証券取引所を優先市場とする上場株券等に係る売買注文のうち、ザラバに受注した寄付条件または引け条件付き注文ではないダイレクト注文、および計らい注文のうちザラバに注文を執行する部分につきましては、SOR を用いて執行いたします。その場合、まず当社のダークプールでマッチングを行い、マッチングした数量を東京証券取引所の ToSTNeT 市場に発注し、マッチングしなかった残量をその他の取引メニューに一斉に発注いたします。ただし、対象銘柄に特別気配または連続約定気配が表示された場合、および、ザラバ取引終了直前に受注した場合は、全数量を優先市場において執行いたします。

SOR の対象となる取引メニューは、すべての金融商品取引所、次に掲げる PTS、および当社のダークプールとします。ただし、対象銘柄の取り扱いがない場合は、該当対象銘柄の取引メニューから除きます。

- ジャパンネクスト証券株式会社(以下、「ジャパンネクスト社」)が運営する J-Market
- 大阪デジタルエクステンション株式会社(以下、「ODX 社」)が運営する ODX PTS

最良気配が同一である場合の取次先優先順位は、ダークプール、優先市場となる金融商品取引所、優先市場以外の金融商品取引所、PTS の順といたします。また、PTS 間の優先順位は、原則として板における注文数量が多い順となり、固定ではありません。

SOR を用いて執行する際には注文を分割して各取引ベニューに一斉に取次ぐこと、および PTS への取次ぎはすべて IOC で行います。

- (3) 東京証券取引所を優先市場としない上場株券等につきましては、優先市場である金融商品取引所において執行いたします。

3. 当該方法を選択する理由

お客さまにとっての最良の取引の条件は価格に加え、コストやスピード、約定可能性等、様々な要素を総合的に勘案して決定されるものであると考えます。

- (1) 2. (1)に記載の注文につきましては、優先市場である東京証券取引所と他の取引ベニューとの間で最良気配の比較ができないことから、すべての注文を最も流動性が高いと考えられる東京証券取引所で執行いたします。
- (2) 2. (2)に記載の注文につきましては、東京証券取引所を優先市場とする上場株券等は、ダークプールおよび PTS での流動性が比較的高いと考えられるため、SOR を用いて執行することが、価格改善効果の観点から、お客さまにとって有利な結果をもたらす可能性が高いと考えます。

なお、各 PTS 運営会社のうち、ジャパンネクスト社は、当社の出資先であることに加え、ジャパンネクスト社の主要株主である SBI ホールディングス株式会社に対して当社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)が出資しており、ODX 社につきましても、SMFGが出資しておりますが、上記のとおり取引ベニューの選択肢を増やすことで、価格が改善される可能性が高まることが期待され、お客さまに最良の執行結果を提供できる機会が高まると考えられるために取引ベニューとして追加しております。いずれの運営する PTS につきましても、もう一方の PTS と同等にお取り扱いいたします。

さらに、当社のダークプールを取引ベニューとして追加する理由は、比較対象とする東京証券取引所よりも価格が改善する可能性があるためです。

また、SOR を用いる場合の執行順位および複数の取引ベニューにおける最良気配が同一である場合の取次先優先順位において当社のダークプールを優先する理由は、ダークプールにおいては気配情報が公表されず、マーケットインパクトを抑制することができると考えられるためです。その他の取引ベニューの優先順位につきましては、約定可能性が高いと考えられる順としております。

なお、注文を分割してダークプールを除く各取引ベニューに一斉に取次ぐことおよび PTS への取次ぎにつきまして IOC を採用する理由は、当該方法により注文を発注することで、レイテンシー・アービトラージが介入する余地を極力排除することができると考えられるためです。

- (3) 2. (3)に記載の注文につきましては、東京証券取引所を優先市場としない上場株券等につきましては、流動性が比較的低いと考えられるため、最も流動性が高い優先市場のみで執行しスピード面を重視することが有効であると考えます。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引につきましては、各々次に掲げる方法をもって、執行いたします。

- ① 単元未満株式の取引(発行会社への買取請求および買増請求を除く)
2. に掲げる方法によることができないため、当社が自己で直接の相手方となる取引方法により執行いたします。
- ② 信用取引
システムの制限のため、優先市場へ取次ぐ方法により執行いたします。
- ③ 新株予約権付社債券等の一部銘柄^{*}にかかる取引
2. に掲げる方法によることができないため、優先市場へ取次ぐ方法により執行いたします。

- (2) 金融商品取引所、通信回線業者または当社のシステム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。

この最良執行方針における当社の義務は、価格のみならず、たとえば、コスト、スピード、約定可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行することと考えます。したがって、価格のみに着目すれば事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行方針に必ずしも反するものではありません。

^{*}該当銘柄および銘柄ごとの優先市場につきましては、担当者までお問い合わせください。

2026年4月1日改定